

# 日本 IVF 学会会則

## 第 1 章 総則

### 第 1 条(名称)

本会は、日本 IVF 学会 (Japan Society of Assisted Reproduction、略称 JSAR) という。

### 第 2 条(事務所)

本会は、事務所を大阪市西区南堀江1丁目 17-28 に置く。

## 第 2 章 目的および事業

### 第 3 条(目的)

本会は、IVF に関する研究の発展、知識の交流を図り、もって医学の進歩に寄与することを目的とする。

### 第 4 条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 各種の学術的調査、研究
3. 内外関連学術団体との連絡および携帯
4. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会員

### 第 5 条(会員の資格・種別)

本会の目的に賛同する医師、エンブリオロジスト、臨床検査技師、看護師、薬剤師、臨床心理士、研究者または生殖医療に関わる者で入会した者を正会員とし、賛同し協力する団体を賛助会員とする。

### 第 6 条(入会)

本会へ入会を希望する者は、入会手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

### 第 7 条(退会)

本会を退会しようとするものは、その旨を本会に通知しなければならない。

### 第 8 条(除名)

本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき、理事長は理事

会の議を経てこれを除名することができる。

#### 第9条(資格の喪失)

会員は次の事由によってその資格を喪失する

1. 退会したとき
2. 死亡もしくは失踪宣言を受けた時
3. 除名された時

### 第4章 役員

#### 第10条(役員)

本会に次の役員および評議員を置く。

- |         |       |
|---------|-------|
| 1. 理事長  | 1名    |
| 2. 副理事長 | 若干名   |
| 3. 会長   | 1名    |
| 4. 理事   | 若干名   |
| 5. 顧問   | 若干名   |
| 6. 監事   | 若干名   |
| 7. 評議員  | 50名以内 |

#### 第11条(役員を選任)

理事長、会長、理事ならびに顧問の選任規定は別に定める。

#### 第12条(役員職務)

本会の役員職務は次のとおりとする。

1. 理事長は本会を代表する。
2. 会長は学術集会を主催する。
2. 理事は、理事長とともに理事会を組織し、本会の運務を担当する。
4. 理事は理事会を組織し、本会に関する重要事項を審議する。

#### 第13条(役員、評議員の任期)

1. 理事長、理事ならびに顧問の任期は2年とし、再選を妨げない。
2. 会長の任期は前回の学術集会が終了した時点から主催する学術集会が終了するまでとする。

#### 第14条(役員兼務)

1. 理事長、会長は理事を兼務することができる。

#### 第15条(監事職務)

監事は本会の業務及び財産に関し会計監査する。

#### 第16条(評議員の選出)

評議員は理事が推薦し理事会が選任する。

#### 第 17 条(評議員の職務)

評議員は正会員を代表し会の運営に関する事由を審議し議決する。

#### 第 18 条(評議員の任期)

評議員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

### 第 5 章 会議・会計・会則の変更

#### 第 19 条(会議)

1. 学術集会は会長が主催する。
2. 理事会は必要に応じ理事長が召集し、議長を務める。
3. 理事会は総理事数の 3 分の 2 以上の出席が無ければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。
4. 理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
5. 運営委員会は必要に応じ会長が召集し、学術集会に関する事項を討議、決定する。ただし、組織全体に関わる重要事由は理事会の議決を必要とする。

#### 第 20 条(会計)

本会の会計年度は毎年 11 月 1 日に始まり、翌年 10 月 31 日に終了する。会計報告は理事会において会計担当理事が行う。

#### 第 21 条(会則の変更)

本会則は、理事会において審議決定し変更できる。

#### 付則

本会則は、平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

#### 日本 IVF 学会会則施行細則

第 1 条 本会則適用時の本会の役員は以前よりの役員をもって充てる。

第 2 条 役員を選任は次のとおりとする。

1. 理事長は理事会で互選により選出される。
2. 副理事長は理事長が選任する。
2. 会長は前回理事会の議に基づいて理事長が委嘱する。

( 2009 年 11 月 8 日作成)